

街づくりだより

ひがしぐち

新任のあいさつ

市街地整備局長 大久保 好弘

四月一日付けの人事異動で市街地整備局長を拝命いたしました、大久保好弘と申します。平成二十二年度から平成二十五年度までの四年間、駅周辺整備局で仕事をさせていただきました。今回二度目の配属となりますがよろしくお願いたします。

今年には機構改革により、都市整備部内に「市街地整備局」が新設され、長野駅周辺第二土地区画整理事業の進捗に伴い、「駅周辺整備局」が廃止されて、「市街地整備局」内に設置された「駅周辺整備課」(市役所第二庁舎5階)に業務が引き継がれました。また、今までの事務所及び周辺の建物は近隣公園整備のため八月頃に解体工事に着手し、年内にはその役目を終える予定でいます。

発行(第四十三号)

平成二十九年四月二十七日

長野市都市整備都市街地整備局

駅周辺整備課

電話 ○二六(二二四)五一九四

主な記事

新任市街地整備局長あいさつ・人事異動・一面
事業計画の変更について・・・二面
平成二十九年工事予定箇所・減歩緩和措置による清算金について・・・三面
平成二十八年度仮換地指定について・・・四

《人事異動》

四月一日付け人事異動により次の職員の転入・転出がありました。

転入者 () は担当地区

北澤 善幸 (栗田)

久保 幸一 (北中・中御所)

鈴木 幸年 (北中・中御所)

転出者 () は転出先

坪野 貴一郎 (契約課)

山口 明宏 (道路課(派)長野建設事務協議会)

堀内 健司 (市街地整備課)

事業計画の変更について

長野駅周辺第二土地区画整理事業の現計画（第四回変更）は、施行期間平成五年度から平成三十年度、事業費約八百三億円となっております。現在、策定を進めている第五回変更となる事業計画においては、施行期間を平成三十二年度まで延長し、事業費を約七百九十九億円に変更を行うものです。

施行期間の延長の主な理由としては、ここ数年十分な事業費の確保ができないこと及び交渉が難航している地権者に対し、直接施行を予定している建物移転の法的な手続きと移転後の公共施設等の施工期間を考慮し、二年間延長するものです。

総事業費の変更としては、公共施設整備の見直し、過年度実績の反映及び経済情勢に応じた残事業費の再積算により、総事業費を四億円減額するものです。

過年度実績の反映と経済情勢に応じた残事業の再積算では、前回の事業計画変更以降、労務単価や資材費等が高騰したことや消費税率が5%から8%に引き上げられたことから、公共施設

整備費及び移転補償費が増額となります。

公共施設の見直しでは、本市の将来人口や長野駅の利用者数が推計値を下回っているため、現在のペDESTリアンデッキで十分に機能していると想定できることから、未整備部分について、本事業では整備しないものとし、事業費が減額となります。

関連事業の見直しでは、長野駅周辺の駐車場収容台数や利用状況の調査結果から、既存の駐車場で機能していると想定できることから、関連事業の地下駐車場整備を除きます。

また、事業計画変更のスケジュールにつきましては、現在、県と協議を進めており、年度当初から地元の関係役員や住民の皆様、並びに議会などへ説明を行ってまいります。

七月頃を目途に事業計画の縦覧を行い、今年度中に県知事の認可を得る予定であります。



完成した北中の歩行者専用道路



整備の進む栗田屋島線

【長野駅周辺第二土地区画整理事業 公共施設整備図】



清算金について

長野駅周辺第二土地区画整理事業では、従前地の面積が二五〇㎡未満の宅地について、土地区画整理審議会の同意を得て、過小宅地とならないよう減歩を緩和して換地を定めています。

このため、換地処分時、減歩緩和措置相当分の面積を清算金として、次のとおり負担をしていただくこととなります。

減歩緩和措置による清算金について

① 減歩緩和相当分面積

該当者の仮換地指定通知又は仮に権利の目的となるべき宅地指定通知に「減歩緩和措置による清算金について(通知)」が添付されており、そこに相当分面積が記載されていますのでご確認ください。

※減歩緩和相当分面積は権利者によって異なりますので、内容確認をしていただきますようお願いいたします。

② 清算金の額

清算金の額は本事業区域内の工事完了後、換地処分時に評価員の意見を聴いて決定します。その時点において、金額の提示と徴収等を行うこととなります。

③ 清算金の権利義務者

清算金の権利義務者は、換地処分時の公告日時点の権利者です。土地の売買や相続などにより所有権が移転する場合は、清算金を負担する者について確認していただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、駅周辺整備課までお問い合わせください。

仮換地指定箇所図



平成二十八年度仮換地指定について(第六十三〜六十四回)

平成二十八年八月三十日(第六十三回)、平成二十八年十一月二十九日(第六十四回)に、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会を開催・諮問し、六件について仮換地の指定を行いました。

【諮問内容】

地権者数 六名

従前地地積 約四八五㎡

仮換地地積 約四五四㎡

今までの仮換地指定

仮換地合計面積

約三三九、七九七㎡

仮換地指定率

約九十六%

「ひがしぐち」は事業関係者に配布していません。配布希望等ございましたらお知らせください。